

茨城県自治研修所研修生服務要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、茨城県自治研修所運営要項（昭和56年1月1日）第14条の規定に基づき、研修期間中の県及び市町村職員の研修所内における服務に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領は、茨城県職員研修規程（昭和47年茨城県訓令第8号）第22条の規定により、茨城県自治研修所長の承認を受けて実施する専門研修の研修生にも適用があるものとする。

第1章 一般的事項

(総代等)

第2条 各研修課程の班ごとに総代、副総代及び当番（以下「総代等」という。）を置く。

2 総代等は、研修生の中から選定するものとする。

3 総代等は、それぞれ次のことを行うものとする。

(1) 総代

ア 講義の開始、終了時における立礼の号令

イ 研修担当者との連絡

(2) 副総代

総代の補佐

(3) 当番

黒板の清掃、机・椅子の整理等室内の整理
整とん

(服 装)

第3条 研修生は、研修所内においては、常に良識ある服装をしていなければならない。

(記名票)

第4条 研修生は、研修所内においては、常に左胸に記名票を着けておかななければならない。

(環境整理)

第5条 研修生は、研修所内をつとめてきれいに利用するよう心掛けるものとする。

(削除)

第6条 削除

(非常の場合の措置)

第7条 火災、急病その他非常の事態が発生したときは、研修生は状況に応じ、おおむね次の各号に定めるところにより、応急の措置をとるものとする。

(1) 火災の発生を発見した研修生は、大声でその旨を連呼し近くの非常ベルを押すとともに、研修所職員に急報すること。

(2) 急病人、けが人等が出たときは、付近の研修生は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、研修所職員に連絡すること。

(3) 物品の紛失等が生じたときは、当該研修生は、自ら研修担当者に直接届け出て、その指示を受けること。

(削除)

第8条から第12条 削除

付 則

この要領は、昭和56年1月1日から実施する。

付 則

この要項は、平成9年4月1日から実施する。

付 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。